

4
27(日)
開催

第13回イーハトーブ花巻ハーフマラソン大会

交通規制にご協力をお願いします

【問い合わせ】同実行委員会事務局(本館スポーツ振興課内☎41-3593)

大会当日は、全てのコースとその周辺で車両の通行と道路の横断ができなくなりますので、迂回をお願いします。

本大会は、全国および海外から約3,000人のランナーが訪れ、花巻のまちを駆け抜けます。ランナーにとって、皆さんからの温かい声援が一番の「おもてなし」になります。当日はご理解、ご協力をよろしくお願いします。

- 期日 4月27日(日)[雨天決行]
- 会場 日居城野陸上競技場 発着
- スタート時間
 - ハーフマラソンの部 午前8時50分
 - 10km折り返しの部 午前9時15分
 - 3km折り返しの部(女子) 午前9時25分
 - 3km折り返しの部(男子) 午前9時30分
- 規制時間 午前8時～正午



大会
ホームページ

花巻市パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度が始まりました！

令和6年12月16日に制定した「花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例」に基づき、4月1日から制度がスタートしています。

【問い合わせ】本館地域づくり課(☎41-3514)

制度の内容

■パートナーシップ制度

現行の婚姻制度を利用できない2人が、性別などにかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、その関係性を市が認める制度です。

■ファミリーシップ制度

パートナーシップを宣誓する人の子・親について、家族として協力し合う関係であることを宣誓し、その関係性を市が認める制度です。

制度の利用方法

■制度を利用できる人の要件

本市では、同性間に限らず、いわゆる事実婚のカップルも対象です。成人(18歳以上)であること。少なくとも一方が市内に住所がある、または宣誓した日から3カ月以内に市内へ転入予定であること。配偶者がいないこと。他の人とパートナーシップの関係にないこと。

。民法で定められている近親者でないこと

。ファミリーシップの宣誓を希望する場合は、対象とする子や親の同意があること

■手続きの流れ

- ①地域づくり課に宣誓日を予約
 - ②予約した日の10日前までに、必要書類を提出
 - ③予約日に、市役所で2人そろって宣誓書に署名
- ※宣誓した人が市外に転出する場合や、他自治体で宣誓した人が市内に転入する場合の手続きの負担を軽減するため、県内のパートナーシップ制度導入済み自治体と連携しています

パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税の控除など)が生じるものではありませんが、だれもが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。宣誓した場合、次のようなサービスを利用できます。



利用できる主なサービス

■市のサービス

- 。市営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅への入居
- 。世帯が同一の場合に住民票の続柄を「縁故者」に変更可能
- 。介護保険・要介護認定・要支援認定申請の代行
- 。介護予防・生活支援サービスの事業の利用申請の代行
- 。パートナーを母子健康手帳の代理交付対象に認定
- 。子育て世帯住宅取得奨励金や定住促進住宅取得等補助金などの市の補助制度を利用可能

■県のサービス

- 。県営住宅への入居
- 。子育て応援バスポートの交付

■民間のサービス

- 。携帯電話会社の家族割引の適用
- 。保険について配偶者と同様の補償を提供
- 。生命保険の受取人としての指定

※手続きに必要な書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください

